

(10) 役員懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）役員等の懲戒にかかわる事項について定める。

(役員の種類)

第2条 本規程の適用範囲は次のとおりとする。
理事・監事・参事・専門委員

(懲戒)

第3条 第2条に掲げる役員等が、次の各項のいずれかに該当する行為があった場合は、別に定める役員懲戒審査委員会および理事会の議を経て、第4条の懲戒処分を行う。

- 1) 本会の諸規程に著しく違反する行為があったとき。
- 2) 法令により有罪判決が確定したとき。
- 3) 著しく本会の信用を失墜し、または体面を汚したとき。
- 4) 著しく本会の組織を混乱に陥れたとき。
- 5) 不正行為があったとき。
- 6) 役員個人を誹謗中傷し個人の名誉を著しく失墜させたとき。
- 7) 故なく会務の遂行または会議の進行を著しく妨害したとき。
- 8) その他本会の利益を著しく阻害する不当な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第4条 第2条に掲げる役員が前条各項のいずれかに該当した場合には、次の懲戒を行う。

- 1) 説諭
- 2) 訓告
- 3) 戒告
- 4) 職務停止
- 5) 降格
- 6) 解任

(決定)

第5条 前条第6項については本会定款第24条による。
2 本規程の適用は、前条第6項を除き、理事会の過半数の賛同をもって決定する。賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

役員懲戒審査委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく、役員懲戒規程第3条の役員懲戒審査委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は別に定める役員懲戒規程の適正な運用を図るために設置する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 別に定める役員懲戒規程第3条（懲戒）に該当すると思われる行為が見られ、懲戒処分を要すると思われる場合、その案件について審議する。
- 2) 委員会は必要に応じ利害関係人に出席を求め、事実の確認および弁明の機会を与えることができる。

(構成)

第4条 本委員会の構成は次のとおりとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1名
- 3) 委員 4名

(委員選出)

第5条 委員長以下委員の選出はその都度理事会において行う。

- 2 委員には本会の関係役員および本会の役員以外の学識経験者を委員に加えることができる。

(活動)

第6条 本委員会は必要に応じて、委員長が招集して開催する。

(採決)

第7条 審査結果の採決は委員会現在数の3分の2以上の議決をもって決定する。

(報告)

第8条 採決の結果は本委員会により速やかに関係者および理事会に文書をもって報告しなければならない。

(再審請求)

第9条 審査結果に不服のある場合は、通知を受けて14日以内に文書をもって、その旨、本委員会に申し出るものとする。
期限内に申し出がない場合は、採決が受け入れられたものとする。

(活動費)

第10条 委員会活動に要した会議費および旅費・日当については、本会の規程に従って支給する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。